

5月は軽自動車税の納付月です



軽自動車税は4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

4月2日以降に廃車手続きをされても、その年度の軽自動車税は課税されますのでご注意ください。

なお、納税通知書は5月中旬に郵送いたします。 **納期限は、5月末日です。**

税額および登録等の申請場所

車 種		税 額	申 請 場 所		
原動機付自転車	原付第一種 (50cc以下)	1,000 円	各庁舎総合窓口課 または員弁庁舎 課税課		
	原付第二種 (50cc超90cc以下)	1,200 円	//		
	原付第二種 (90cc超125cc以下)	1,600 円	//		
	ミニカー (50cc以下)	2,500 円	//		
小型特殊自動車	農耕用	1,600 円	//		
	その他	4,700 円	//		
軽自動車	二輪車 (125cc超250cc以下)	2,400 円	三重県軽自動車協会		
	三輪車 (660cc以下)	3,100 円	軽自動車検査協会三重事務所		
	四輪車 (660cc以下)	乗 用	自家用	7,200 円	//
			営 業	5,500 円	//
		貨 物	自家用	4,000 円	//
			営 業	3,000 円	//
小型二輪 (250cc超)		4,000 円	三重運輸支局		

軽自動車税の減免手続きについて

心身に障害のある方が所有する軽自動車等について課税を減免する制度があります。(一人一台に限ります。また、すでに自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けることができません。)

減免を受けられる方は、納期限の7日前までに各庁舎総合窓口課または員弁庁舎 課税課へ申請してください。

なお、障害の等級等によっては減免の対象にならない場合がありますので、詳しくは員弁庁舎 課税課へお問い合わせください。